

札幌市告示第 3738 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年9月8日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目330番地2

札幌市中央区市民部総務企画課庶務係 電話(011)205-3205

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

旧中央区民センター産業廃棄物収集運搬処理等業務（単価契約）

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

ただし、収集は令和7年10月31日までにを行うこと。

(4) 入札方法

総価で行う。入札金額は、入札書に示した項目毎の単価に予定排出量を乗じて得た金額の合計を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された項目毎の単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「廃棄物処理業」小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「産業廃棄物収集運搬・処分」に登録されている者であること。

(3) 「収集運搬」は北海道知事または札幌市長の、「処分」は処分場所を管轄する首長の許可を受けた者であり、許可の範囲に、「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」のすべてを含むこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、企業区分が「中小企業」として登録されているものであること。

4 現地調査

- (1) 履行場所現地調査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるとおり、履行場所の現地調査を行うことができる。
なお、現地調査せずに入札参加することを妨げない。
- (2) 現地調査日
令和7年9月10日（水）午後1時30分
- (3) 参加申し込み等
 - ア 受付期限
令和7年9月9日（火）午後5時00分
 - イ 申し込み方法
上記1へ電話連絡することとする。

6 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。また、入札説明書については、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r7/20250908-2/index.html>

- (2) 入札書の受領期限
令和7年9月19日（金）午後5時00分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年9月22日（月）午前11時00分
札幌市中央区複合庁舎6階 6-H会議室
（札幌市中央区南3条西11丁目330番地2）
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札

(5) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 その他

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

要する。契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3(3)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（産業廃棄物の「収集運搬」と「処分」の許可証写し）を上記6(2)に掲げる期限までに、入札書とは別に提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) その他

詳細は入札説明書による。